

産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会（第21回）
議事録

平成26年2月21日（金）17:00～18:10
第1特別会議室（本館17F西7）

○太田特殊関税等調査室長

それでは、定刻となりましたので、只今より第21回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。まず初めに、既にご存じのところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。まず初めに、既にご存じのところ、2月10日にご逝去されました。訃報に接し、悲しみに絶えません。小寺先生には、13年にわたり、本小委員会の委員をお務めいただき、ご専門である国際経済法の深いご知見に基づく貴重なご意見、ご助言をいただいてまいりました。ここに故人のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。

（黙 祷）

○太田特殊関税等調査室長

続きまして、本日、新たな小委員長が選出されるまでの間、司会進行を、私、特殊関税等調査室長の太田が担当させていただきます。なお、本日は18時までを予定しており、また本日の会議及び議事録は公開することといたしておりますので、併せてよろしく願いいたします。それでは、まず新任の委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。日本チェーンストア協会の井上専務理事がご退任され、ご後任として、公益財団法人流通経済研究所研究員の後藤亜希子委員がご着任されました。後藤委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○後藤委員

流通経済研究所の後藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。消費財流通を研究するシンクタンクに所属しておりまして、普段は、小売業界について研究しております。こちらの分野については全く初めてなのですが、是非勉強させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。続きまして、学習院大学法学部教授の櫻井先生です。櫻井先生、一言よろしくお願い申し上げます。

○櫻井委員

学習院大学の櫻井と申します。私、専門は行政法でございまして、経済産業省さんは、法律論をそんなにされていないかなという感じも印象としてもっていたところですが、とりわけ貿易関係とか特殊関税などは非常に権力的な措置でございまして、法律も必要であるということでございましたので、参画させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。それでは、まず横尾貿易経済協力局長から一言ご挨拶申し上げます。

○横尾貿易経済協力局長

只今ご紹介いただきました貿易経済協力局長の横尾でございます。本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今、日本の経済は、アベノミクスの効果ということで、デフレ解消もようやく目鼻がついてきたかなという気がしております。ちょうど四半期のGDPがこの前発表されましたが、4期連続プラスということで、マイナスからプラスという明るいムードに来ているかなと思っております。ちょうど昨年6月に、安倍政権の成長戦略である日本再興戦略が策定されまして、この中で国際展開戦略ということで、今、大変厳しい国際競争に直面する中で、海外の市場をとっていき、海外の成長を取り込もうということで取り組んでいるところでございます。国際貿易を通じた競争というのは、WTOのルールにのっとって行われるべきであるということで、このルールの遵守のために、WTOで紛争解決のシステムが用意されておりますし、ルール違反があれば、これを是正するための貿易救済措置の活用というのが加盟国に認められているということでございます。しかしながら、我が国はおとなしいのか、この活用状況は諸外国に比べると少ない。最近増加してまいりましたが、総体的に少ないというのが現状だろうと思います。実は、私、個人的にちょうどウルグアイラウンドの前の2年間と、ウルグアイラウンドが終わってからの2年間で、通商政策局の国際経済課というWTO、前だとガットを総括する部局に計4年いたのですが、当時、日本がこういう措置を使うなどというのはあまり想定していなかったというのが正直なところですし、その間に、実は半導体の交渉を担当したことがあるのですが、専ら日本は、アメリカがやっていることが遺憾だと言っていたというのを今何となく思い出しております。今、日本も大変厳しい国際競争に直面する中で、やはりルール違反の貿易で損害をこうむれば、WTOで認められた権利というのは適切に活用して、公正な市場環境を確保していくというのが大変大事だろうと思っております。そういう意味でも、貿易救済措置の法制度を、私どもしっかり普及というか、理解の促進に努め、産業界から求めがあれば、しっかり調整、調査をしていくという方針で臨んでいるところでございます。本日の小委員会では、南アフリカ、中国、スペイン産の電解二酸化マンガンに対するアンチダンピング関税の延長、中国産のトルエンジイソシアナートに対するアンチダンピング調査についての2点を議題とさせていただきます。私どもとしては、委員の先生方のご意見を十分いただいて、まさに自由で公正な市場経済環境というのを実現していくべく努めてまいりたいと思います。本日は忌憚のないご意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございました。それでは、最初の議題として、小委員長を選出していただきたいと思っております。産業構造審議会運営規程第13条第3項において、小委員会の委員長選出は委員の互選によるとされていることから、小委員長をお務めいただきたい方について、どなたかご意見がありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。――川瀬先生、お願いします。

○川瀬委員

国際経済関係全般に大変深いご見識をおもちの古城委員が適任であると思っております。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。――それでは、特にご異論がないようでございますので、皆様の互選により、古城委員が小委員長に選出されました。古城委員長、小委員長席にお移りいただきますとともに、一言ご挨拶をいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

(古城委員、小委員長席へ移動)

○古城委員長

古城と申します。小寺委員長は、この委員会にとりまして、私の大学の同僚といたしまして、かけがえのない方でしたので、お亡くなりになりましたこと、痛恨の極みです。小寺先生に比べまして、大変力不足ではありますが、職責を果たしたいと思いますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速、次の議題に入らせていただきます。本日は、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査の結果について及び中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始についてを取り上げることとしております。それでは、まず南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○茂木化学課長

化学課長の茂木と申します。よろしく申し上げます。資料2—1でございますが、「電解二酸化マンガン（EMD）産業の現状について」という資料に基づきまして、まず電解二酸化マンガンの現状についてご説明申し上げます。電解二酸化マンガンは、地球上に存在するマンガン鉱物、銀色の鉱物でございますが、これが南アフリカ、オーストラリア、中国などに埋蔵されております。このマンガン鉱物を加工しまして、電解二酸化マンガンというものを造ります。ここにサンプルがございまして、このような黒い粉になるわけです。この電解二酸化マンガンがどのような用途で使われているかということでございますが、近年ではリチウムイオン電池の正極材の原料などにも使われていますが、主に、いわゆる乾電池の正極材として使われております。子供が電池を潰したりしますと、黒い粒々が出てまいります、これが電解二酸化マンガンということになります。これ以外にも、マッチの原料であったり、ガラス工業用の用途、着色用の用途、触媒に使われたりということで、様々なところで使われているものでございます。とりわけ、使用量の最たるものがマンガン乾電池とアルカリ乾電池でございます。（3）のところにマンガン乾電池とアルカリ乾電池についての記述がございまして、下の絵をご覧くださいと、中には炭素棒という集電体が入っています。例えばマンガン乾電池ですと、その周りに電解二酸化マンガンがぎゅっと詰められているというような使われ方をしております。こういう形で、電池の非常に基本的な物質というのが、この電解二酸化マンガンということになります。次のページをご覧ください。現在、電解二酸化マンガンの国内製造事業者は、東ソー日向1社でございます。東ソーが親会社でありまして、その子会社の東ソー日向が宮崎県日向市で工場をもっており、こちらで生産をしています。従業員も100名ほどいると聞いておりますが、ここが日本唯一の製造拠点になっております。この電解二酸化マンガンですが、2004年ごろから急激に輸入が増えまして、当時、中国、南アフリカ、スペインなどの、まさに鉱物が出るエリアから多くの電解二酸化マンガンが輸入されておりました。当時の状況を踏まえまして、2008年からアンチダンピングの課税がされているということでございます。この電解二酸化マンガンの重要性ということについては、3. のところで少し触れておりますが、先ほど申し上げました乾電池の需要は従来からございます。近年増えておりますのは、いわゆるリチウムイオン電池の正極材の原料として、電解二酸化マンガンの需要が急速に伸びているということです。ご承知のとおり、いわゆる蓄電池というのは、日本にとっても戦略産業として位置づけられております。特に車載型のリチウムイオン電池に電解二酸化マンガンが正極材の原料として使われ始めております。こうした戦略製品に搭載される原料の国内製造拠点が仮にダンピングのような措置で競争力を失うということになりますと、日本の産業競争力の基盤に大きな影響を与えると私どもは考えているところであります。従いまして、今回、改めて電解二酸化マンガンについて、ダンピングの状況を

踏まえて、この場でご審議をいただければと考えているところです。以上です。

○太田特殊関税等調査室長

続きまして、私、特殊関税等調査室 太田より、今回の延長調査に係る結果についてご説明させていただきます。資料2—2に入る前に、資料2—4を一瞬ご覧いただいてもよろしいでしょうか。今回、延長調査の審議ということで、日本はもともとAD調査の数が少ないのですけれども、本邦2度目の延長調査についての結果の審議になります。従いまして、どのような要件で課税期間の延長が判断されるかということを簡単におさらいさせていただきます。資料2—4の最初のページのところに、「措置の適用要件」という欄がございます、その右側に「課税期間を延長する場合」という記述があるかと思えます。これが今回の調査の場合でございます、その際には2つの要件を満たしているかどうかということが延長の可否を判断する要件となっております。1つはダンピング、もう1つは国内産業に与える損害、これらが現在行われている課税が終了した後、継続または再発のおそれがあるかどうか、それが認められるかどうかということが延長の判断の要件となっております。この2つの要件を満たしているかどうかについて、私どもは調査を行ったということでございます。では、資料2—2にお戻りいただきまして、調査の経緯からご説明させていただきます。まず、平成24年8月30日に、東ソー日向及び東ソー、本邦生産者から不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請が行われました。財務省と経済産業省で調査当局を構成するのですが、この申請を私どもで精査いたしまして、10月30日に調査を開始することが適当であるということで、調査開始を決定し、告示を行っております。同時に、利害関係者などに質問状を送付いたしまして、証拠の収集を開始しております。この利害関係者等でございますが、国内法に基づきまして、利害関係者というのは、1つ、海外供給者、これは海外における生産者、或いは輸入者の方。それから、本邦生産者、そして、3番目の方が輸入者。この3つの属性に当たる方々になります。これらに加えて、産業上の使用者というのは、法律上の利害関係者ではございませんが、情報提供をお願いするということで質問状を送付させていただいております。いただきました回答などを私どもが分析いたしまして、その後、追加質問状の送付などを行い、また幾つかの事業者については、実際に現地調査を実施しまして、得られました回答とその回答が本当に証拠に基づいているのかどうかという照合を行ってきております。10月15日に、基本的には1年間で調査を終了したいと考えておりましたが、さらに証拠の精査等必要だったこともございまして、5ヵ月間の期間延長を告示しております。そうした上で、11月22日に、当局としての見解を重要事実の開示という形で利害関係者の方々に通知し、3週間、その重要事実に対する反論期限を設け、結論としましては、8社の方々よりさまざまな反論をいただきました。この反論を私どもで再度検討させていただき、その結果、本日の結論に至っているというところでございます。では、1枚めくっていただきまして、調査結果の概要でございます。調査対象貨物は、先ほど化学課長からもご説明ありました電解二酸化マンガンでございます。貨物の供給国としては、南アフリカ共和国、中華人民共和国、それからスペインということになっております。当初調査におきましては、この3ヵ国に加えてオーストラリアが課税対象となっておりましたのですが、オーストラリアについては、その後、オーストラリアの生産者の方が廃業されたということで、本邦生産者より課税延長の申請が行われておりません。その結果、オーストラリアに対する課税は、昨年8月末をもって終了しております。従いまして、今回は3ヵ国を対象に調査を行っております。調査対象期間は、まずダンピングの継続または再発のおそれにつきましては、1年間ということで、平成23年4月1日から平成24年3月31日までを対象としております。損害の継続または再発のおそれにつきましては、協定上、少なくとも3年間という規定がございます。今回、延長調査でございましたので、5年間の期間をとりまして、平成19年4月

1日から平成24年3月31日までとしております。まず、ダンピングの継続または再発のおそれでございます。ダンピングにつきましては、ダンピングの定義でございますけれども、我が国に対して輸出される輸出価格と、輸出者が自国内で売っている価格、これを正常価格と呼んでおりますが、この値差を比較いたしましたして、我が国への輸出価格が、相手側の方が国内で販売されている価格より低い場合、これをダンピングと定義しております。実際に私ども、質問状を送りましたところ、南アとスペインの生産者の方からは調査に対する協力が得られず、この方々は非協力ということで、私どもはWTO協定に従い、知ることができた事実に基づいてダンピングを計算させていただきました。中国の生産者につきましては、複数社に質問状を送付したのですが、2社から回答をいただきました。従いまして、これらの2社については、そのデータに基づき、ダンピングマージンの算出を行っております。その結果が、1枚めくっていただきまして、表1をご覧くださいければと思います。表1が今回計算いたしましたダンピングマージンでございます。南ア及びスペインにつきましては、南アは13.23%、スペインは12.04%という結果が出ております。これらはファクツ・アヴェイラブルとしまして、正常価格には、これらの国からの第三国への輸出価格を用いて算出しております。中国につきましては、2つのレートが設定されております。これはもともとの当初調査におきまして、名前の入っております紅星大龍という会社は、当初調査協力をいたしましたので、個別の会社のレートというのが設定されているのですが、当時は、中国の会社の中では1社しか協力がなかったもので、その他の中国の会社については、その他レートということで、別のレートが設定されていたということです。今回、紅星大龍につきましては、再度調査に対する協力がありまして、こちらに出ているレートを算出しております。レンジがついておりますのは、中国の場合、2001年、WTOに加盟しましたときの加盟議定書の15条に基づきまして、対象となっている産業が、市場経済に基づいたパフォーマンスをしているということが明確に示せない場合は、中国の国内価格によらず正常価格を算出することができるということになっておりまして、私ども、中国の会社に対し質問状を送付し、市場経済が浸透していることの事実が明らかに示せるかどうかさまざまな質問を行い、証拠を収集いたしました。その結果、中国の2社は、いずれも市場経済が浸透しているという事実を示すことができなかったため、代替国の販売価格を採用して計算しております。代替国を使用した場合には、片方の数字が中国の生産者、片方が代替国の協力をされた方から数字が出ておりまして、それらのマージンがわかってしまうと、お互い相手の価格がわかってしまうということが生じるものですから、企業秘密を保護する観点から、このダンピングマージンはレンジで示させていただいているものです。この結果、当初調査も協力いたしました紅星大龍についてのレートと、もう一社、協力をされた会社のデータに基づくレートを中国その他レート、その他の全ての中国企業に対するレートとして設定させていただいております。これら4つの結果から、いずれの国についても、調査対象期間において、ダンピングの事実が認められたということでございます。さらに、このダンピングが、課税終了後に継続するのかどうかというおそれについて検討するために、1枚捲っていただき、別紙でございますが、これらの調査対象国における余剰生産能力等についての検討をいたしております。まず、各国の生産能力でございますが、別紙の(1)をご覧くださいければと思います。南ア、中国、スペインいずれにつきましても、私どもが収集した情報からは、余剰生産能力があると判断しております。また、質問状ですとか、各社が出しているアニュアルレポートなどから、将来の生産の見通しについても、各国現状維持、もしくは一部増加があるというような回答を得ております。従いまして、この3カ国の供給者は、いずれも将来の余剰生産能力があるものと私どもは判断しております。次に、それら増産することができる産品を、吸収することができる市場が国内にあるかということを私ども調べました。そうしましたところ、南

アとスペインにつきましては、国内に彼らが製造していますEMDを使って電池を製造するような産業がないということでございましたので、それぞれ国内市場はないということで判断しております。中国につきましては、国内にユーザーである電池産業が存在するのですけれども、国内需要が約17万 8,000トンあるというところに対して、生産能力は約27万トンあるということでございましたので、供給過剰の状態と考えております。従いまして、国内市場については、いずれの国も増産余力を吸収するマーケットがないと考えております。続きまして、彼らの増産をさらに吸収する輸出市場があるかということについての検討でございます。これは（1）の一番右端の欄と（2）の表を一緒にご覧いただければと思います。まず（2）の表でございますが、これは主要国と世界全体におけるEMDの輸入量の推移をお示ししたものでございます。2007年から2012年のデータをとっておりますけれども、世界におけるEMDの輸入量は、最近少し下がっている傾向はあるものの、それほど大きく伸びていないという実態がでございます。従いまして、世界市場でそれほど大きく需要が伸びている状況はないと見受けられます。一方、各国の輸出に関する事情をみてみますと、南アの今の主要な輸出先は、アメリカと中国でございます。過去は、南アからの貨物は、EUに対して多く輸出されていたのでございますが、EUは2008年にAD税を発動いたしまして、現在、南ア産のEMDに対しては17.1%の税率で課税がされております。現在、EUは延長調査を行っておりまして、その結果は3月の初めまでには出るということですが、現時点ではまだ調査結果は出ておりません。調査結果が出るまでの間は、課税が継続するというところでございますので、引き続き課税はされているという状況です。このAD税の発動を受けまして、南アからEUに対する輸出はほとんど無くなっているという状況でございます。それから、中国は、米国に対してたくさん輸出していたのでございますけれども、2008年に米国が中国に対してAD課税を開始いたしまして、AD税率が149.9%という税率になっております。このAD税の発動を受けまして、中国から米国へのEMDの輸出は完全に止まっております。この措置につきましては、米国は2月3日付で課税の延長を決定しておりますので、引き続き中国から米国への輸出は難しいという状況かと考えております。スペインの主要輸出先はEU域内でございます。ドイツ、ベルギーといった国々でございます。（2）にありますEUの輸入量でございますが、これはEU域内貿易の数字が入っておりますので、ほぼ大体これがEUのEMDマーケットの規模とお考えいただいてもよいかと思えます。この数字をみますと、EU自体もそれほど需要が伸びているという状況ではございませんので、この余剰生産能力を域内で吸収するということは難しい状況なのではないかと思われます。翻りまして、日本の国内の需要状況ですが、（3）の表をご覧いただければと思います。本邦生産者が1社なものですから、生産者の販売量がわかってしまうということがありますので、需要量は2007年を100とした指数で示させていただいております。2007年というのは、課税が始まる直前の年でございます。2007年を100といたしましたときに、2008、2009、特に2009年は国際的にEMDの需要が下がった年ということなのでございますが、ここで下がっていて、その後持ち直しをしてはいるものの、ほぼ横ばい、或いは微減というような状況でございます。今後、国内のマーケットが大きく伸びる見通しはないとみております。このような状況を踏まえますと、課税を終了しますと、不当廉売輸入が継続するおそれがあると認められると私どもは考えております。続きまして、損害の継続または再発のおそれでございます。5. 以降に書かせていただいておりますが、平成20年6月からの不当廉売課税開始に伴いまして、輸入は一旦減少し、国内産業の状況を示す指標は好転しております。1枚捲っていただきまして、表2をご覧いただければと思います。ここにあります19年度というのが課税が始まる直前でございます。平成20年6月から課税が開始されております。この課税開始を受けまして、3ヵ国からの輸入量はぐっと減少いたしまして、平成21年に2,000トンぐらい

のオーダーまで下がったということでございます。ただ、その後、平成22年、23年と再度輸入が増えているという状況がございます。こうした輸入の変化を受けまして、国内産業でございますが、課税の開始によって、一旦販売量も増加し、市場占拠率も回復し、売り上げも上がり、在庫も減ってきたという状況がみられたのでございますけれども、その後、輸入がふえてきたことによりまして販売量が減少し、市場占拠率も下がり、売り上げも下がり、在庫も増えているという状況がございます。国内のマーケットが大きく伸びていない中で輸入が増えていたために、国産品の市場占拠率などが下がってきているという状況でございます。このような状況で、不当廉売輸入による損害の事実については課税をここで終了いたしますと、課税期間満了後に継続または再発のおそれがあると私どもは考えております。これらの結論に基づきまして、私どもとしては、いずれの国からも不当廉売輸入の事実があるということ、それから、国内産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあり、不当廉売輸入は継続し、実質的な損害の事実は継続または再発のおそれがあると認められることから、課税期間を延長することが適当であると考えております。

○古城委員長

どうもありがとうございました。以上の説明につきまして、審議をお願いしたいと思えます。ご発言のある方は挙手していただければと思います。それでは、鈴木委員。

○鈴木委員

あくまで、これは延長の申請ということで始まったということですので、この結果をみると、当然この課税は延長すべきだという結論になっているかとは思いますが、さらにいえば、結果的には、この税率をもう少し変更したほうがより実効性が上がるという結果が出ているというのがこの結果で、まず表1でみていただきますと、中国については、かなり高率のダンピングマージンが発生しているということでありまして、この件については、アメリカもこの調査結果と同じような150%程度の税率を課している。それから、表2でご覧いただくと、今ご説明があったとおり、状況が悪くなっているということでございますので、本来であれば、中国については、アメリカと同等ぐらいの税率に変更することが最も実効性の上がる、この結果からみて、為すべきことではないかと読めるわけですが、そのような結果が出た場合に、これはあくまで延長申請ですから、これを延長するという結論でよろしいかと思うのですが、こういう結果が出た場合に、経産省さんから申請者側に、申請内容を変更して、税率変更の申請として受け付け直して、もっと実効性の上がるような結論を実行するような形の政策的な柔軟性がとれるのであれば一番効果的なのではないかという点が1つの意見でございます。

○古城委員長

いかがでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。まず今回の調査が延長だけであるという点は、まさに鈴木委員がおっしゃったとおりでございまして、延長について課税の求めをするのか、それとも税率の変更を求める申請をするのかというので適用条文が分かれております。今回は延長の可否のみを判断することが求められたので、当局としましては、延長の可否のみを判断させていただいたということでございます。この結果などを踏まえて、また事情が変わっているということで、税率変更の希望がある場合は、事情変更レビューと呼ばれているものがあるのですが、別の条文に基づいて税率の再計算を求めるということは事業者の方々には可能となっております。資料2—4の6ページ目IV. 不当廉売関税に係る申請の種類の概要というところの真ん中の欄に、「事情の変更による課税の変更・廃止申請」というのがございます。この条文を適用して申請いただければ、私どもは、その事情変更によって税率がどうなっているのかという調査をさせていただきます。この申請自体は、請求者は

本邦の生産者に限らず、海外供給者の方、輸入者の方も可能となっております。従いまして、例えば海外供給者の方がダンピングはやっていない、従って、税率を見直してほしいというご要望があれば、私ども調査をさせていただいた上で、税率がゼロと変更されることもございますし、或いは本邦生産者の方などから、現在の税率は現状合っていないのではないかと、今設定されております税率は、当初調査のときの税率ですので、平成18年度のデータに基づいたものですから、データが古く事情が変わっているということであれば、この申請をいただきましたら、私どものほうで調査をさせていただくということになります。あと、鈴木委員がおっしゃっていました、経済産業省から何か働きかけてはどうかということですが、実はAD調査というのは、AD協定に非常に厳しく段取り等々が定められているものがございます。その中で、特に厳しく禁じられているものの1つが職権調査でございます。つまり、政府側が自ら調査を始めるということは厳しくされています。不可能ではないとされていますが、非常に厳しい条件が課されています。これは、まさにウルグアイラウンドで、我が国が交渉して勝取った1つの成果でもございまして、公正な調査を行うということで職権調査は厳しく規律されておりますので、基本は、事業者の方の申請に基づき調査させていただくということでございます。

○古城委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

今の関連なのですけれども、税率を変更する場合には、8条の21項を使うということかと思うのですが、その場合、事情の変更というのが要件になっていて、具体的な、典型的な例みたいなのを教えていただくとありがたいのと、本件の場合に、そういうことがあるのかどうかというのは、ご説明を伺う限り、無いのかなというか、余りそれがあるという感じでもないのですけれども、そのあたりのところを教えてくださいというのが1点です。それから、職権云々という話がございましたけれども、それはやり方によるわけですし、形としてどういう方法をとるのかということによって、やりようは幾らでもあるだろうということなので、余り額面どおりとは必ずしも受け取れないと理解いたしました。その背景の事情はよくわかりませんが、本日の詳細なご説明を伺いますと、例えばEUであるとか、アメリカの場合には、感触の問題としては明らかにかなり厳しめの対応をしているということがありまして、これは申請する側の企業に着目すると、企業の合理的な判断として、何で申請していくのかということについてメンタリティーが違うのか、合理的な判断としてどういうことで、どういう計算の上で、あえて税率の変更などを自分から言わないということになっているのか、そのあたりのご感触があれば教えてくださいと思います。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。事情変更レビューにつきましては、過去1度やったことがございます。これはADではなくて、相殺関税調査の関係なのですけれども、一部の方はご記憶かもしれませんが、韓国産のハイニックスのDRAMに対して、日本が相殺関税を発動したということが過去ございます。その際に、その後ハイニックス社から、自身が韓国の政府より受けた補助金の利益というものはもはや残存していないので、課税する税率算定の根拠がもう無いはずである。従って、再度調査してほしいという要望を受けまして、再度調査したという経緯がございます。これは相殺関税ですので、交付された補助金の利益が残っている場合、残っていない場合というのもございますし、引き続き交付されている場合もあるかと思いますが、そういうことで、税率変更、税率が何に基づいて決められているかという、これは補助金の交付額ですので、そこに変更があった場合は、その申請が行われたというものでございます。ダンピングについては、日本はないのですけれども、

海外では、日本の企業が実際に輸出している先でＡＤ税を賦課された際に、相手方の国内生産者の方からの申請があって、事情変更調査の上、税率変更されたというケースがございます。ダンピングの場合は、やはり調査の時点から、また新しい時点に移っていきますと、相手方輸出者の国内で売っている価格と輸出している価格に変動が生じてまいりますので、ダンピングがあるということを疎明されまして、それをもって申請されているということでございます。従いまして、事情が変わっているということがあれば、申請いただいた上で、私どもはその調査をするということになるかと思えます。２点目は、私どもは延長するのは今回が２ケース目でしたので、今回の結果をみて、申請者の方、或いは輸出者の方がどのようにお考えになるかということではないかと思えます。従いまして、今の段階で、私どものほうになぜかというのはわからないという状況でございます。

○古城委員長

よろしいでしょうか。――では、千原委員、どうぞ。

○千原委員

１つ、すごく素朴な質問をさせていただきたいのですけれども、確かに海外から安い製品が入ってくることによって、東ソーさんはすごく被害を被っているのかもしれませんが、リチウムイオン電池、或はリチウムイオン電池を造る正極材の材料なわけですから、リチウムイオン電池という戦略商品を、ある意味安く造ることができる、つくっている正極材のメーカーも日本にはいっぱいあると思うのですけれども、その人たちにとっては、ある意味、とても良いことなのではないでしょうか。根本的なことを聞いてあれなのですけれども。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。実際に競争によりまして価格が下がるということは、おっしゃるとおり良いことであると思えます。ただ、ＡＤ税が課される場合はどういう場合かというと、公正な競争が行われていない場合です。ガット６条には、ダンピングというのは非難されることであるとして書いてあります。つまり、不公正な価格設定であると言っているわけです。従いまして、ＡＤ税を課税するということは、本来あるべきである、少なくとも自分が国内で売っている値段よりも安い値段で売ってはいけないとのルールがあるので、国内価格まで戻すということでございまして、決して日本の生産者の方の値段に合わせるということではございません。従って、競争状態をあるべき形に戻すのがＡＤ税ということですので、競争状態をそろえた、レベル・プレイング・フィールドをそろえた上で競争していただくということではないかと思っております。

○古城委員長

西川委員。

○西川委員

今の質問に少し関連するのですけれども、平成２０年に課税されたときもご議論されたのではないかと思います。今回の場合、たまたま日本で電解二酸化マンガンは東ソーさん１社だけですね。こうした場合、業界というか、１社だけに被害が被ることで課税の延長というのはいけるのでしょうか、可能なのでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長

延長調査自体については、明確にＷＴＯ上の規定はないのですけれども、少なくとも当初調査を開始するに当たって２つの要件がございます。１つは、日本の国内法に置きかえますと、申請適格と呼ばれているのですが、国内総生産の２５％以上の生産をしている者が申請していること。これは、ＷＴＯ協定自体では、この調査開始について賛成する者が、国内生産の者の中で、賛成者、反対者、それから賛否不明者、どちらであるという意思を表明しない者の総生産量合計の２５％を超えなければならないというもののなのですが、まず

は総生産量の一定量を超える者でないと、日本の場合だと申請自体もできないという要件が課されています。さらに、調査を開始するに当たりましては、国内の中で、国内総生産量の50%を超えていなければ調査を開始しないということが決められています。従いまして、ご趣旨と違ってくることはあるのですが、国内産業を守るためであれば、何でも調査が開始できるということではなくて、WTO上、そこは一定程度の歯止めがかかっているということがございます。その国内総生産量が1社に担われているのか、複数社によって担われているのか、これは考慮されておりません。従いまして、今回の東ソーさんの事案の場合、過去、日本にはEMDをつくっている方が3社いらっしゃったのですが、当初調査が始まる前に既に1社は廃業され、当初調査が始まるぐらいのところで、もう一社がまた廃業され、最後残られたのが1社という状況ではございますが、その要件を満たしていращやるので、こういう形で調査を行い、課税を続けているということでございます。

○西川委員

ありがとうございます。

○古城委員長

それでは、川瀬委員。

○川瀬委員

調査当局の理解を教えたいのですが、最初のほうの鈴木委員からのご質問に戻りますが、今回はサンセットレビューですので、要は5年間の期限が終了するに当たって、損害及びダンピングの存続、再発の可能性を検討して、課税の延長の可否を検討すると思います。先ほどのご説明ですと、もし税率の改定を行う場合には、延長決定と同時ということはない、多分事後だと思うのですが、事情変更レビューの申請を別途せよというご説明だったと思いますが、まずその点は間違いないでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長

はい。

○川瀬委員

では、次のご質問に移るわけですが、今の当局のご理解では、AD協定の11.3条、要はサンセットレビューに関する規定の中では、税率をいじることにはできないという理解なのでしょうか。と申しますのは、例えば米国・日本製耐蝕表面処理鋼板のサンセットレビュー、随分前の事件ですが（発言者注：DS244、2003年）、あの時上級委員会は、たしかダンピングマージンの再計算をサンセットレビューの中でやることを妨げないという判断をしていたと思います。あの判断では、ダンピングマージンの再計算がマストではあるとはいわないけれども、要はダンピングの存続、再発を検討する1つの証拠としてそれを再計算するということは妨げない、或いはやってもやらなくてもいいと解せる判断だと思います。やってもいいということであれば、基本的にはサンセットレビューの枠組みで税率変更まで行ない、わざわざ事情変更レビューを別途立てなくてもできるようにも思うのですが、そこについてどういうご理解でいらっしゃるか教えてください。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。WTO協定は、川瀬委員もよくご存じのとおり、憲法のように書かれているところが多々ございまして、11.3条に基づいて税率を再計算することはできるかどうかということは、確かに1つの論点としてございます。ただ、この条文につきましては、日本で国内法が設定されておりまして、日本の関税定率法に基づきます条項によると、延長申請の場合は、延長の可否のみを判断する。事情変更による課税の変更、廃止なり、税率を変える申請があった場合はそちらをするということで、法律上、国内法で入り口を分けておりますので、私どもとしましては、延長申請の条文で申請をいただきまし

たところを、条文を曲げてしまうことは難しいということがございます。実際に、よその国のプラクティスをみましても、EUは、私どもと同じように、サンセットレビューでは延長の可否のみを判断するというプラクティスをとっておりますので、国によって11.3条をどのように解釈して、国内法に落としていくかということではないかと思っております。

○川瀬委員

わかりました。それでよろしいかと思うのですが、先ほどの鈴木委員のご懸念を解決するためには、基本的に耐蝕表面処理鋼板サンセットレビュー事件の上級委員会がいていることというのは、ダンピングマージンの再計算をサンセットの中でやっても多分大丈夫なのだという協定の解釈なのだと思うので、再計算すればいいと思うのです。確かに、当初の課税から5年もたっているわけですから、事情が変わっていないわけがないわけです。サンセットの中で、ダンピングマージンの再計算を排除しないということを上級委員会が明確にいているのですから、国内法のたてつけとしてそうなっているというのは非常によくわかりましたけれども、今後の制度改正のときには、わざわざ事情変更レビューを持ち出さないでも、サンセットの中でダンピングマージンの再計算をきちんとできるような枠組みを考えていかれるほうが、恐らく利害関係者の便宜のためには非常に適切なのではないかと考えます。

○古城委員長

どうぞ、宮崎委員。

○宮崎委員

新日鐵住金・宮崎です。幾つか質問をさせていただきます。まず1点目は延長の期間についてです。今回、5年延長をお決めになられると思っておりますが、5年ではなく3年で累計8年の延長とすることもできるなか、5年にされる理由をご説明いただけるとありがたいです。日本政府は、長期のAD措置に反対であることを様々なところでいっておられまして、他の国が10年での自動サンセットを主張する中、8年での自動サンセットを主張していらっしゃると思います。その観点から、5年ではなく、例えば3年というアイデアはないのかという話が1点目でございます。2点目は、プライス・アンダー・カッティングについてです。稼働率が低いからというだけで淡々と損害の恐れがある、再発の恐れがあると決めるのではなく、オリジナルの調査と同じように、プライス・アンダー・カッティングになっているかどうかを、きちんと吟味しているか、というのが2点目です。3点目は2点目と少し関係しますが、必要最小限のAD措置を課すという観点から、レッサーデューティーという考え方を持ち込む予定がないか、という点です。私は措置の延長に異論はありませんが、きちんとWTOルール上の整理をする必要があると思います。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。まず最初の5年の延長はなぜなのかということなのですが、これは非常に杓子定規の答えになってしまうかもしれませんが、まず課税を延長する場合は、5年以内とするというのが協定に書かれていることでございます。次に私どもの小委員会に先立ちまして、関税・外国為替等審議会で、実際に課税の期間を何年として延長するかということの諮問が行われ、5年が適当であるということで答申が出てしておりますこともあり、3年という延長が適切かどうかという検討は、そういう意味では、今は入っていないということでございます。それから、プライス・アンダー・カッティングについてでございますが、実は日本のサンセットレビューというのは、当初調査とほとんど同じ調査をしております。これは、延長調査の場合、余り協力されない方が多いので、なかなか全てのケースについてできるわけではないのですが、今回は、特に国内産業・海外の輸出者も含めて協力が得られましたので、詳細に調査をしております。その結果をとりまとめたものが資料2-3の調査結果報告書の公開版でございます。従いまして、守秘

義務のかかる情報は全て伏せられているのですけれども、この調査報告書の58ページをご覧いただければと思います。ここで価格効果分析の結果を書かせていただいております。これはAD協定 3.2条に基づく分析なのでございますけれども、まず調査対象貨物であるEMD全体について、国内の販売価格と輸入貨物の販売価格を比べまして、その価格差がどう変わっていつているかという点をみております。表21というのが、国内取引価格との差をみたものでございます。価格差という形で示しております、その価格が、まさに1社の価格情報が出てくるもので、なかなかお示しが難しいのですけれども、この調査を行いました結果、プライス・アンダー・カッティングが認められております。さらに、最近のDSの傾向としまして、調査対象貨物というのは、さまざまなグレードのものなどを含むことがあるので、なるだけ類似のグレードのものを比較するようという判例がよく出ているものですから、私どもは、コンパラビリティを重視いたしまして、表21—1で、本邦に輸入されている貨物の大層を占めておりますアルカリグレードにつきまして、国内販売価格と輸入貨物の価格を同じグレード同士で比較しております。これは年によって少し違いもあるのですけれども、ほとんどの年においてプライス・アンダー・カッティングが認められております。従いまして、プライス・アンダー・カッティングはあるというのが私どもの判断でございます。それから、レッサー・デューティー・ルールについてのご質問でございます。レッサー・デューティー・ルールについては、確かにドーハラウンドのアンチダンピング交渉で日本が提案してきていることは事実です。ただ、国内法の中にプラクティスとして取り入れるまでにまだ至っておりません。レッサー・デューティー・ルールを適用する場合、損害マージンの計算というものがございまして、それを調べるためには、さらに私どもが今回の損害調査で、或いはダンピング調査でお願いしている以上の情報を産業界にお願いして出していただく必要がございます。現状では、日本の当局としてはレッサー・デューティー・ルールを適用しておりませんので、そのための情報もいただいております、損害マージンの算出は出来ないということでございます。従いまして、現在は取り入れられておりません。

○古城委員長

では、野口委員。

○野口委員

1点だけですが、今回、調査に対して非協力的な被申請者がいらしたということなので、そういった非協力的な被申請者に対してデューティーを加重するとかの措置についての制度上の可否はどのようになっているのでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。非協力に対しては、協定上、アドヴァース・ファクツ・アベイラブルということで、一般に入手可能な事実よりも、さらに相手方にとって不利な情報に基づいて税率を定めることができるとされております。ただ今回、実際、調査に協力は得られなかったのですけれども、私どもとしては、貿易データ、つまり輸出者が、日本に対して輸出している価格と第三国、それ以外の輸出国に対して輸出している価格とを比較しております、この比較の仕方というのは、実は正常価格が、国内販売がほとんどない等の事情によって得られない場合に使う算定方法でして、不利な情報に基づいてマージンを計算しているという状況は現実にはございません。従いまして、実際に起こっていることは、スペインと南アについてですけれども、国内に市場がない場合に、正常価格をどう定めるかということで、WTO協定上定められている2つの方法の1つ、すなわち、第三国に対する輸出価格を正常価格とみなして輸出価格と比較するというのをさせていただいております。

○古城委員長

よろしいでしょうか。——それでは、最初の議題につきましては、これで質疑を終了したいと思います。引き続き、中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始について。では、事務局から説明をお願いいたします。

○茂木化学課長

それでは、資料3—1に基づきまして、トルエンジイソシアナート（TDI）産業の現状についてご説明申し上げます。トルエンジイソシアナートは、ポリウレタンの原料として使われる化学物質です。原料はトルエンとホスゲンであり、トルエンはナフサを分解して出てきますけれども、それを原料に、ホスゲンという非常に反応性の高い毒物を使って製造する物質がトルエンジイソシアナートというものになります。これを発泡させましてポリウレタンになっていくということになります。主な用途でございますが、様々なクッションのような素材は、このポリウレタンがかなり使われております。自動車の座席ですとか、例えばこの会議室の座席のシートクッションなどにもポリウレタンが使われているということで、その粗原料ということになります。それ以外にも、塗料、接着剤、シーリング材に使われております。塗料にまぜることによって、例えば耐候性とか耐久性が増すとか、こういった特性をもっておりますので、かなり幅広い分野で使われています。2.に国内製造事業者の記述がございます。国内の製造事業者は、現在、三井化学と日本ポリウレタン工業の2社でございます。次のページにまいります。トルエンジイソシアナートの輸入でございますが、輸入量は2010年度からご覧いただくとおり、2012年度におよそ2倍強増えております。輸入国別にみると、中国が9割近くを占めるという現状になっておりますが、実は2010年度の時点では、中国はゼロでございました。トルエンジイソシアナートは、先ほど申し上げたとおり、ポリウレタンの原料として、自動車用のシートクッション、寝具、家庭用の塗料、断熱材、建材に使われたり、或いは冷蔵庫の断熱用の素材として使われたりということで、かなり幅広い用途に使用されております。また、国際的な貿易も非常に盛んな材でございますが、今後、自動車も軽量化していきますし、断熱材の世界では、これから省エネな家を造るということになると、こういったニーズはまたどんどん出てくるということでございまして、1つの戦略商品、製品であることは事実であります。従って、このトルエンジイソシアナートの公正な貿易環境、或いは公正な競争環境が確保されないまま損害が出るということになりますと、原料供給の事業者に影響が出るだけではなく、例えば自動車の部品、建材などの関連産業の競争力にも悪影響が出ると考えております。そういった観点から、このトルエンジイソシアナートの競争環境を是正すべく、本日、ご議論をいただければと考えているところです。

○太田特殊関税等調査室長

続きまして、私より中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る調査開始についてご説明させていただきます。資料3—2をご覧ください。昨年12月17日、経済産業省及び財務省は、三井化学から財務大臣に提出された中華人民共和国産のトルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税申請を受けまして、関係法令に照らし検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められましたので、不当廉売関税の課税の可否に関する調査を開始することといたしました。これは2月14日付で調査を開始しており、その旨の告示をしております。調査につきましては、原則1年以内に終了することとされております。従いまして、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、輸出国の企業、国内生産者等に対する実態調査を行いまして、客観的な証拠の収集を行う予定です。これらの結果を踏まえ、WTO協定及び国内の法令に基づきまして、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実の有無について認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を判断するということになります。これは新規調査でございますので、延長調査とは要件が少し異

なっており、少なくとも協定上は3つの要件を満たす必要があるとされています。1つはダンピングの事実。それから、損害の事実、或いは損害の恐れというのもありますけれども、損害の事実など。それから、その両者の間に因果関係があることでございます。これらにつきまして、私どもは調査を行っていく予定でございます。では、次に資料3―3をご覧ください。これは申請の概要でございます。提出された申請書にどのようなことが書かれているかということでございます。まず、ダンピングの事実につきましては、申請者の方がさまざまな調査などをされた結果に基づいて、50.04%のダンピングマージンがあると主張されています。それから、本邦産業に与える実質的な損害についてですが、こちらは中国産のトルエンジイソシアナートの輸入量、それから市場占拠率が平成22年度から示されたものです。中国からの輸入は、平成22年度はゼロだったのですが、23年度から輸入が入ってまいりまして、24年度に非常に大きく伸びてきているというものでございます。その一方で、国内の需要量には大きな変化がなく、その結果、輸入品の市場占拠率は、平成24年度で2割ぐらいまでは達していると申請者の方は推定されています。それから、本邦産業の状況を示す指標でございますが、これは輸入がなかった平成22年度の数値を100とした場合ですけれども、国内販売量、市場占拠率、売上高ともに、輸入の増加とともに減少してきておりまして、結果として営業利益、経常利益も、平成24年度はこの事業について赤字になっているという状況でございます。従いまして、本邦産業は、ダンピングされた輸入貨物により損害が生じているとして課税を求めるという申請が行われたものでございます。それから、資料3―4は、私どもが2月14日付で告示したものでございますけれども、三の供給者の欄をご覧ください。これは申請書に基づきまして、当方で把握することができました中国における生産者及び輸出者の方々です。現状7社を把握しております。それから、資料3―5は、これからの手続でございますが、先ほど簡単にご説明させていただきました通りなので、割愛させていただきます。最後に、資料3―6ですが、この化学物質に対するAD課税の世界的な状況についてお示ししたものでございます。現在、TDIに対してAD税を課している国は中国だけでございます。中国は、2002年に中国の国内産業からの求めがありまして調査を開始し、2003年からアメリカ、日本、韓国に対してAD税を付加しております。また、2012年に、今度はEUに対する調査を開始いたしまして、2013年以降、EUに対してもAD税が賦課されているということでございます。この10年間に、中国のTDI生産能力と国内需要がどう推移したかというのは、この右肩のグラフでございますが、生産能力につきましては、2002年は2社で4万トンぐらいの規模であって、国内需要は20万トンぐらいある中、ほとんどが輸入品であったというのが当時の中国のマーケットの状況でございました。10年を経まして、中国国内生産者は6社に増えているようでございまして、設備容量といたしましても、79万トンぐらいあるとみられております。一方で、中国の国内のマーケットの需要自体は58万トンぐらいということで、ただ、10年前とは異なり、そのほとんどが中国産のものによって占められているということでございます。

○古城委員長

どうもありがとうございました。以上の説明につきまして、ご質問等がありましたら、挙手でご発言をお願いいたします。では、川瀬委員。

○川瀬委員

教えていただきたいのですが、輸入品の市場占拠率、資料3―3の表の(1)番のところにあると思います。これは24年現在で19%の輸入品の市場占拠率があるということですが、調査対象の輸入だけで19%なのでしょうか。それとも、調査対象以外も含めてということなのでしょうか。そうであれば、その比率がどれぐらいか教えてください。

○太田特殊関税等調査室長

ありがとうございます。このトルエンジイソシアナートにつきましては、関税番号が調査対象貨物と完全に一致しておりますので、調査対象貨物の市場占拠率で19%ということでございます。ただ、1点注意は、国内需要量につきまして申請者の方が推計されています。現在、国内生産者は2社いらっしゃいまして、申請は1社によるものです。2社での正確なデータというのは、申請者の方は知り得ないものですので、合理的な推計を行った上のものでございます。

○川瀬委員

調査対象というのは、産地生産者も含めてということですか。要は中国産で調査対象になっている生産者のみということなのですか。

○太田特殊関税等調査室長

はい、中国産のトルエンジイソシアナート全てでございます。

○川瀬委員

それで19%というわけですね。

○太田特殊関税等調査室長

はい。

○川瀬委員

わかりました。それから、重ねて伺いますけれども、(3)の因果関係のところについて、先ほどのご説明で余り触れていらっしゃらなかったと思うのですが、恐らく一番注意すべきは、その他要因についてノン・アトリビューションの分析をきちんとやらないといけないというのは判例でも相当厳しく言われておりますので、そこを注意しないといけないと思うのです。現時点で、これが一応ダンピング輸入であるという仮定のもとでの話ですけれども、ダンピングの調査対象輸入以外に、損害の原因として留意すべきその他要因に該当しそうなことというのは、当局では把握していらっしゃらないということでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長

申請者の方は、ノン・アトリビューション・ルールに基づきまして、その他の要因として考えられるもの全てご自身で分析した上で、申請書を行われています。私どもとしては、これから調査でさらに確認していく予定でございます。

○古城委員長

他にございますでしょうか。——よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、本日は、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査の結果についてご審議いただくとともに、中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始についてご報告させていただきました。委員長の不手際で時間が少し延びてしまいましたけれども、活発な議論が行われたということでお許しいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)